

平成30年度
台東区芸術文化支援制度
募集案内



申請受付期間 平成30年4月4日(水)～5月9日(水)

提出・問い合わせ先

台東区 文化産業観光部 文化振興課 台東区芸術文化支援制度担当
〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6 (台東区役所9階4番)
電話 03(5246)1328 FAX 03(5246)1515

台東区では、区内で実施される芸術文化活動等を支援する「台東区芸術文化支援制度」を実施しています。

本制度は、支援対象に選ばれた企画に対して、資金面を支援するとともに、より魅力的に企画が実現できるよう、台東区及び台東区アートアドバイザーが助言などのサポートをしていくものです。

皆さんの積極的なご応募をお待ちしております。

1. 募集する企画

文化のまち・台東区にふさわしく、魅力あふれ、斬新な表現の創造や発展につながるような芸術文化にかかわる企画

本制度は、台東区の新たな文化の魅力の創出を図るため、実力や将来性がありながらなかなか発表の場に恵まれていなかったり、新たなチャレンジやこれからの飛躍を目指したりしているアーティスト、プロデューサーたちに、資金や機会の提供などの支援をしようという趣旨で創設されました。

台東区で開催することに意義のある企画や、独創性のある企画など、区の芸術文化の振興につながる企画を募集します。

2. 対象者

積極的に芸術文化活動を行いたいと考えている個人及び団体
(住所地・活動拠点については、問いません。)

ただし、次のいずれかに該当するものは、助成の対象となりません。

- ・国、地方公共団体、独立行政法人及びその外郭団体。
- ・暴力団もしくは暴力団の統制下にある個人・団体は。

3. 対象となる企画の条件

下記の条件をすべて満たす、芸術文化にかかわる企画であること

音楽、美術、演劇、舞踊、映像、伝統芸能など、表現ジャンルは問いません。

複数のジャンルにわたるものや、既成のジャンルの枠を超えた新しい表現活動も対象とします。

※申請は1人（1団体）1件とします。

- (1) 台東区内で実施されること（ホールでの公演などに限らない）(*1・2)
- (2) 平成30年7月から平成31年3月までに実施されること
- (3) この支援がなければ、企画の実施が困難であること
- (4) 原則としてプロのアーティストがかかわる企画であること

ただし、申請者(企画者)は芸術文化活動に専門的に従事している必要はありません。

[対象とならない企画]

- ・ 営利を主たる目的とするもの
- ・ 宗教の布教、政治活動を目的とするもの
- ・ 慈善事業への寄付を主たる目的とするもの
- ・ 通常の定期公演等とみなされるもの
(通常の定期公演等に対して、新たな企画等を追加して実施する場合は、その新たな企画の部分については対象となります。どこが新たな部分にあたるのか申請書に明記してください。)
- ・ 継続的な芸術文化活動の運営支援とみなされるもの（*2）
- ・ サークル・カルチャー教室の発表会など趣味的な活動とみなされるもの
- ・ 申請企画に対し、台東区の他の事業の資金上の支援等を受けているもの

（*1）採択された企画に関して、区立施設等の使用・手配を約束するものではありません。原則として、会場の確保は、申請者側で手配をお願い致します。

（*2）支援の対象は、この制度を利用しなければ実現することができない企画であり、申請者が行っている通常の活動(企画)を助成するものではありません。

4. 支援内容

（1）経費の助成

（2）台東区及び台東区アートアドバイザーによる助言等のサポート

支援対象企画に対して、資金面の支援と合わせて、より魅力あふれる企画として実現できるよう、台東区及び台東区アートアドバイザーが助言などのサポートを行います。

（1）経費の助成について

助成対象経費から入場料、協賛金などの収入を差し引いた金額の範囲内で、300万円を上限に助成します。

助成金 ≤ 助成対象経費－収入

計算例)

例1) 総事業費200万円、うち助成対象経費180万円、収入額80万円の場合
180万円－80万円＝100万円 …100万円が助成金額となります。

例2) 総事業費400万円、うち助成対象経費390万円、収入額80万円の場合
390万円－80万円＝310万円 …300万円(上限額)が助成金額となります。

※選考の結果、助成金額は申請どおりに決定されない場合があります。

※他団体等からの助成金等についても収入に含まれます。採否には影響ありません。

(なお、本制度の申請者名以外の領収書は助成対象経費としては認められません。他団体等からの助成金の申請者名が、本制度の申請者名と異なる場合や、共催団体等がある場合はご注意ください。)

【助成対象経費】

支援対象となる企画を実施するために要する経費のうち、下記にあげる項目の経費が対象となります。 ※助成対象経費の例示は9ページの別表をご参照ください。

- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| ・ 作品費 | ・ 出演料 | ・ 会場舞台設営費 |
| ・ 謝金 | ・ 交通費 | ・ 通信費 |
| ・ 宣伝費 | ・ 印刷費 | ・ 記録費 |
| ・ 準備・練習にかかる経費 | ・ 企画制作費 | など |

【助成金の支払い方】

企画実施前と企画実施後の2回に分けて支払います。

①企画実施前

助成対象経費のうち、区が企画実施前に支出が必要と認めた経費分を支払います。(交付決定した助成額の1/2を上限とする。)

②企画実施後

最終的な収支に基づき、助成額を確定し、企画実施前の支払額との差額分を支払います。

＜助成金の支払いに関する注意点＞

本制度は、不足する資金(赤字分)を補填するという仕組みになっています。そのため、「当初の予定より入場料収入が増えた」「支出が少なくて済んだ」といったケースにおいては、赤字分が減ることから、助成額を確定する際、減額される場合がありますので、ご注意ください。

また、企画実施前に支払った金額(①)より、企画実施後に確定した助成額(②)の方が少なかった場合(前払いした金額より確定額が少なかった場合)は、その差額分を区に返還していただきます。

(2) 台東区及び台東区アートアドバイザーによる助言等のサポートについて

台東区及び台東区アートアドバイザーが、本制度の趣旨に沿って、企画の実施に必要なアドバイスをしていきます。

(サポート範囲は、企画の内容や進捗状況などにより異なります。)

5. 申請書類

下記の書類を各2部ずつご提出ください。提出された申請書類は原則返却いたしませんので、予めご了承ください。

①申請書類チェックリスト

②申請書(指定様式) ※申請書には押印をお願いします。(スタンプ印を除く)

- ③申請する企画に関する資料（申請書を補足するもの、企画実施までのスケジュール等）
- ④申請者に関する資料
 - ・プロフィール及び活動を記録した資料（*）
 - ・申請者が個人の場合 …申請者の住所が確認できるもの
 - 申請者が法人団体の場合 …団体名簿・団体規約
 - 申請者が任意団体の場合 …団体名簿・団体規約・代表者の住所が確認できるもの
- ⑤企画に関わるアーティストに関する資料
 - ・プロフィール及び活動を記録した資料（*）

（*）活動を記録した資料・・・5点程度まで

作品を記録した写真、公演のチラシ、新聞等に掲載された批評記事など。

DVD、CDの提出も可能。

（Blu-rayディスクには対応していません）

※DVD、ビデオ、CD等のメディアの提出は、1枚で結構です。

※申請書は台東区ホームページからダウンロードできます。

http://www.city.taito.lg.jp/index/bunka_kanko/torikumi/shien/shienseido/seido.html

※提出された個人情報は、本制度の審査、実施にあたり使用するものです。

その他の目的で使用する、第三者へ提供、開示することはありません。

注意！

採択後は、申請時に提出した実施計画書・収支予算書に従って進めていただきます。申請の際は、実施内容・収支予算書等十分に検討したうえで申請ください。やむを得ず、交付決定後に、助成金対象活動の内容や収支予算書等に変更が生じる場合は、速やかに事前にご相談ください。変更の内容によっては、助成金を交付しないことや減額する場合がございます。

6. 選考及び決定

支援対象となる企画は、台東区アートアドバイザー等で構成される審査会で選考し、区長が決定します。

<選考スケジュール>

一次審査会（5月末頃）	書類審査
二次審査会（6月初旬頃）	一次審査通過者によるプレゼンテーション
支援企画決定（6月中頃）	申請者に選考結果のみを文書で通知

<選考のポイント>

企画内容・企画者等について …	独創性、斬新さ、地域振興への効果、地域性、発展性、力量、将来性があるかなど
企画実現性について …	実現性があるか、手段や経費が妥当であるかなど
本制度との適合性について …	本制度の趣旨に沿った企画であるかなど

<平成30年度 台東区芸術文化支援制度の支援件数>

- 助成金総額 300万円
- 支援件数 助成金総額300万円の範囲内で、1～数件程度

(参 考) 台東区芸術文化支援制度 過去の応募件数および採択件数

平成20年度	応募件数 65件	うち採択件数 4件
平成21年度	応募件数 36件	うち採択件数 3件
平成22年度	応募件数 50件	うち採択件数 5件
平成23年度	応募件数 40件	うち採択件数 5件
平成24年度	応募件数 44件	うち採択件数 4件
平成25年度	応募件数 33件	うち採択件数 6件
平成26年度	応募件数 43件	うち採択件数 5件
平成27年度	応募件数 29件	うち採択件数 4件
平成28年度	応募件数 27件	うち採択件数 6件
平成29年度	応募件数 45件	うち採択件数 6件

※過去の採択企画の詳細な内容は、台東区ホームページにてご覧いただけます。

7. 支援対象者へのお願い

(1) 打合せ会への参加及び助言を受けること

台東区アートアドバイザーとの打合せ会に参加し、企画の進捗状況等を報告すること。
また、必要に応じ、台東区アートアドバイザーや台東区の助言を受けること。

(2) 支援企画内容の早期確定

申請の段階で、会場や日時等が確定していない場合は、採択決定後速やかに確定させ、台東区へ報告すること。

(3) ロゴマーク等の表示

対象企画のポスター、チラシ、プログラム、ホームページ、企画終了後に作成するカタログなど記録物のなかで「台東区芸術文化支援制度対象企画」である記載と、ロゴマークを表示すること。

(4) 台東区で行う広報活動への協力

台東区広報紙「広報たいとう」・区HP等で支援企画の周知を行う際に、必要な情報・画像データの提供をすること。

(5) 事業報告書の提出

企画終了後、30日以内に事業報告書（指定様式）を区に提出すること。

収支決算報告には、領収書の写しを添付すること。

上記に関わらず、提出の最終期限は平成31年3月31日とします。

※3月の実施を予定される場合は、ご注意ください。

8. 申請方法

(1) 受付期間

平成30年4月4日(水)～5月9日(水) 厳守(土、日、祝日を除く)

受付時間 午前9時から午後5時まで(正午～午後1時を除く)

(2) 提出方法

必ず、事前に電話予約のうえ、下記までご持参ください。

申請書の提出時には、一次審査の参考にするため、企画・予算内容等についてヒアリングを行います。

※予約制となっておりますので、来庁される日時を事前に電話にてご連絡ください。

(電話受付 上記受付期間中(土、日、祝日を除く)の、午前8時30分～午後5時)

※郵送、メールでの申請は受付いたしません。

※原則として、申請者ご本人がご提出ください。やむをえず代理の方が申請にいらっしゃる場合でも、ヒアリングを行うため、申請内容について詳しく分かる方がお越しください。

※申請について不明点がある場合は、申請受付期間中にご相談ください。(締切間際は大変混み合いますので、別途ご予約されることをお勧めいたします。)

締切間際は大変混み合いますので、早めの問い合わせ・提出をお願いします。

(3) 申請及び問い合わせ先

台東区役所文化産業観光部文化振興課 台東区芸術文化支援制度担当

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6 (区役所9階4番)

電話 03(5246)1328

E-mail bunka200@city.taito.tokyo.jp

提出先会場 地図

JR上野駅下車 浅草口より徒歩5分

地下鉄日比谷線・銀座線 上野駅下車徒歩5分

都バス「下谷神社」下車徒歩2分

南めぐりん26番停留所「台東区役所」

東西めぐりん1番・23番停留所「台東区役所」

ぐるーりめぐりん31番停留所「台東区役所」



9. 説明会（事前申込制）

下記の日程で、本制度の説明会を開催いたします。説明会には、審査員でもある台東区アートアドバイザーも参加します。

※説明会への参加は、応募にあたって必須ではありませんが、参加していただくと、本制度の趣旨と内容がよくわかります。

- (1) 日 時 平成30年4月11日（水）
午後7時～午後8時45分頃（開場：午後6時30分）
- (2) 会 場 浅草文化観光センター 5階 大会議室
（〒111-0034 東京都台東区雷門2-18-9）
※申請書の提出先（台東区役所）とは異なりますのでご注意ください。
- (3) 内 容 ①制度内容の説明
②平成29年度支援対象企画の実施報告
昨年度の支援対象者から事業の報告や支援を受けた感想などを直接お話しいただきます。
③質疑応答
- (4) 定 員 60名（事前申込制・先着順）
※定員に達し次第締め切ります。
- (5) 申込方法 氏名（団体名）・住所・電話番号・参加人数・メールアドレスまたは
ファックス番号を明記のうえ、メールまたはファックスにて、
事前に下記までお申込ください。

【申込先】台東区役所文化振興課「台東区芸術文化支援制度」担当

【メール】 bunka200@city.taito.tokyo.jp

※セキュリティ強化対策のため、フリーメールアドレスからお送りいただいたメールは受信できません。メールでのお申込み後、3日以内に台東区からの返信がない場合は、電話にて問い合わせください。

代表的なフリーメール：

Yahoo メール・Gmail・Outlook.com・Excite メール・AOL メール

【FAX】03（5246）1515

説明会会場 地図

地下鉄銀座線 浅草駅下車 徒歩1分

都営地下鉄浅草線 浅草駅下車 徒歩2分

東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）

浅草駅下車 徒歩5分

北めぐりん 1番停留所「浅草駅」徒歩5分

東西めぐりん 29番停留所「雷門通り」徒歩3分

31番停留所「雷門前」徒歩1分

ぐるーりめぐりん 17番停留所「浅草駅」徒歩5分



台東区アートアドバイザーについて

台東区の文化施策の方向性や芸術家の育成支援に関することなどを検討し、区長へ助言を行うために平成18年度に発足。区内在住など区にゆかりのある音楽・美術・舞台など異なる分野の芸術家や専門家などから構成され、「台東区アートアドバイザー会議」を随時開催しています。

「台東区芸術文化支援制度」では、支援対象となった企画がより魅力あふれるものとして実施できるようサポートを行います。

(敬称略 五十音順)

- 【メンバー】 池田 卓夫 (日本経済新聞社デジタル編集本部コンテンツ編集部記者)
観世 葉子 (俳優)
熊倉 純子 (東京藝術大学大学院国際芸術創造研究科教授)
住吉 史彦 (株式会社ちんや代表取締役社長)
友吉 鶴心 (薩摩琵琶奏者)
坂 真太郎 (能楽師シテ方観世流)
平野 真敏 (ヴィオラ・アルタ奏者)
- 【顧問】 浦井 正明 (寛永寺長臈)

【別表】

助成対象経費及び対象外経費 例示一覧

		項目	内訳
総 支 出	助 成 対 象 経 費	作 品	作品制作費、作品借料 など
		出 演	演奏料、俳優等出演料 など
		会 場 舞 台 設営費	会場使用料、出展料、大小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、 舞台美術費、舞台スタッフ費、照明費、音響費 会場設営撤去費、道具・楽器・作品運搬費 など
		謝 金	原稿執筆謝金、講演謝金、会場整理・監視員謝金 など
		交通費	出演者交通費、宿泊費
		通信費	案内状送付料 など
		宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌など）、立看板制作費 など
		印刷費	プログラム・パンフレット印刷費、図録印刷、入場券印刷、 台本印刷、チラシ・ポスター印刷費 など
		記録費	録画費、録音費、写真費
		準備・練習費	会議室・稽古場借料、指導者謝礼
		企画制作	プロデュース料 <small>注1</small>
		その他	ボランティア保険 <small>注2</small> 、催事保険料 <small>注2</small> 、 事業当日の運営に係る経費（出演者弁当代、携帯電話レンタル代など） など
	対象外経費	パーティ・打上げなどに係る経費、 飲食費（事業当日の出演者等の弁当代は対象経費）、交際費、 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラスやグリーン料金など） ガソリン代、 打合せにかかる交通費、 事務機器や楽器など備品購入費、 事務所経費、職員給与、電話代、振込手数料、印紙代、 自ら設置又は管理する会場・会議室等の使用料、 その他、区が助成対象として適当でないと認める経費 など	

注1 企画制作費（プロデュース料）は、申請事業の企画制作に関わるものだけに限り、助成金額の5%を上限に助成対象経費となります。（※総事業費ではなく、助成金額の5%になります）

注2 企画内容によっては、区から催事保険等への加入をお願いする場合があります。

※領収書には、金額・宛名（**申請者名に限る**）・支払内容・発行者の住所氏名・発行者の押印 が必要です。これを満たさない場合は対象内経費として認めず、助成金額が減額される場合もありますので、ご注意ください。

※請求書（未払いの状態）では助成対象経費として認めておりません。領収書（支払い後）のみが対象となります。

※この表に該当しない経費については、別途お問い合わせください。

平成30年度「台東区芸術文化支援制度」の流れ

